

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（平成 2 5 年度）

法 人 名	林業・木材製造業労働災害防止協会	根拠法令名	労働災害防止団体法	(平成元年 7 月 1 8 日民間法人化)	
1. 法人の概要	業 務 の 概 要				
	労働災害防止団体法に基づき、林業及び木材製造業について労働災害防止規程の制定、労働者の安全及び衛生について事業主の行う措置に関し援助及び指導を行う。 また、労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主団体が行う労働災害防止活動を促進する。				
	役・職員数	理事長等	理 事	監 事	職 員
	常 勤	0 人	0 人	0 人	1 7 人
	非常勤	1 人	5 5 人	3 人	1 人
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	24年度比 又は 24年度差 (A/B,A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)
	総収入額	11.9億円	12.0億円	0.1億円	① 補助事業の段階的廃止 各事業を見直し、効率的な補助金の運用を図った。 ② 自主事業による自己収入の拡大等 安全衛生教育用教材等の積極的展開等により、自己収入の増加を図った。 ③ その他
	補助金等収入額 (①)	1.3億円	1.2億円	0.1億円	
	事業による自己収入額 (②)	10.6億円	10.8億円	▲0.2億円	
	①／②×100 (%)	12.3%	11.1%	1.2%	
	経常的運営費用 (③)	11.8億円	12.0億円	▲0.2億円	
	①／③×100 (%)	11.0%	10.0%	1.0%	
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		(有・ 無)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由		(事務・事業名) 該当なし (理由)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由		(理由) 該当なし		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）		(有・無) 該当なし (内容)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）		(有・無) 該当なし (内容)		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容		(内容) 該当なし		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）		(有・無) 該当なし (内容)		
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有・ 無		手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有・無
	名 称 (法令等に基づく検定等には※)	対価の額		算 定 根 拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
		円		(決定者) (決定方法)	
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	有・無		収支状況のインターネットでの公表の有無	有・無
	対価を伴う自主事業の有無	有 ・無		法人における純利益額	17,503,961円
(5) 検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容				規定方法
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	有・ 無		法人の外注金額	円
	外注しなければならない理由				
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) (内容)			
(7) 事務・事業の公正性の担保	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容（なければその理由）		(有・無) 有 (内容) 文書規程、会計規程により公正性を担保している。また契約についても競争入札を原則とし、随意契約については規程で上限額を定めている。		

措置	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容（なければその理由）		（有・無） 有 （内容） 労働災害防止団体法第56条（秘密保持義務）及び職員就業規則第 5 条（禁止行為）の定めによる。				
3．機関 (1)役員（除 監査役員）	役員選任規程の有無		㊥ ・ 無	左の規程がない場合、その理由			
	役員の定数		60人以上70人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅		10人	
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		役員は定款に基づいて、総代会において選任し、又は解任するため、公正かつ自主的に選任している。				
	役員の任期		2 年	2 年以外の任期としている場合、その年数、理由	（年数） （理由）		
	在任年齢に関する規定の有無		㊥ ・ 無	規定の内容		65歳	
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前 々 職	常勤・非常勤	
	会長	○佐藤重芳	H20. 5. 20			非常勤	
	副会長	○吉条良明	H16. 6. 19			〃	
	副会長	○合原眞知子	H18. 6. 6			〃	
	専務理事	○角田 透	H22. 6. 7			〃	
	常任理事	○岩田茂樹	H25. 6. 20			〃	
	常任理事	○尾菌春雄	H20. 6. 4			〃	
	常任理事	○前田直登	H22. 6. 7			〃	
常任理事	○上河 潔	H18. 6. 6	〃				
常任理事	○後藤武夫	H20. 6. 4	〃				
常任理事	○中村勝信	H20. 6. 4	〃				
常任理事	○松原正和	H22. 5. 19	〃				
常任理事	○岡野利雄	H14. 6. 21	〃				
常任理事	○有川光造	H20. 5. 20	〃				
常任理事	○浅野一行	H25. 6. 6	〃				
常任理事	○片岡博昌	H24. 5. 23	〃				
常任理事	○榎本長治	H21. 6. 26	〃				
常任理事	○小川健太郎	H24. 6. 20	〃				
常任理事	○井関和彦	H24. 5. 25	〃				
常任理事	○児玉文雄	H23. 5. 26	〃				
理事	○齋藤 渉	H24. 4. 16	〃				
理事	○幸田一男	H21. 6. 5	〃				
理事	○今井榮喜	H20. 5. 20	〃				
理事	○朝田宗弘	H25. 5. 30	〃				
理事	○打越芳男	H16. 7. 15	〃				
理事	○林 紀一郎	H25. 5. 29	〃				
理事	○和南城純一	H18. 7. 20	〃				
理事	○坂東正一郎	H17. 6. 17	〃				
理事	○大沢千丈	H17. 6. 24	〃				
理事	○高橋秀行	H25. 6. 26	〃				
理事	○多田博義	H21. 5. 29	〃				
理事	○内藤邦彦	H5. 6. 3	〃				
理事	○谷崎信雄	H23. 6. 27	〃				
理事	○古屋佳浩	H23. 6. 1	〃				
理事	○細川忠國	H20. 6. 17	〃				
理事	○磯部文夫	H23. 5. 27	〃				
理事	○黄瀬 稔	H20. 5. 28	〃				
理事	○野瀬宇一郎	H18. 5. 26	〃				
理事	○玉井公詞	H20. 6. 24	〃				
理事	○橋本博明	H16. 6. 26	〃				
理事	○松野正和	H23. 6. 7	〃				
理事	○甲村侑男	H24. 5. 23	〃				
理事	○前田八壽彦	H17. 11. 24	〃				
理事	○三浦兼浩	H24. 5. 25	〃				
理事	○田中信行	H19. 6. 27	〃				
理事	○吉野 一	H20. 5. 20	〃				
理事	○和田善行	H20. 6. 24	〃				
理事	○木村 薫	H24. 6. 26	〃				
理事	○戸田文友	H21. 6. 12	〃				
理事	○岸 幹夫	H25. 5. 28	〃				
理事	○栗原英一郎	H24. 5. 24	〃				
理事	○増山忠男	H17. 5. 24	〃				
理事	○岩崎泰也	H18. 7. 21	〃				
理事	○横田欽一郎	H16. 8. 26	〃				
理事	○柴立鉄彦	H23. 8. 1	〃				
理事	○長堂昌太郎	H24. 7. 19	〃				
特定企業関係者、所管官庁出身者が 1 / 3 超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が 1 / 2 超の場合、その比率と理由				
役員報酬の支給基準		㊥ ・ 無	一般への閲覧提供		㊥ ・ 無	インターネットによる公表	㊥ ・ 無
役員報酬の支給基準の内容				役員の退職金の決定方法			
役員給与規程の定めによる。				役員退職金内規の定めによる。			

	役員会規程の有無		役員会の成立要件		役員会における議決要件			
	㊥ ・ 無		会長、副会長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議事を決することができない。		出席した役員の議決権の過半数で決する。			
(2) 監査役員	監査役員選任規程の有無		㊥ ・ 無		選任規程がない場合、その理由			
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		役員は、定款に基づいて、総会等において選任し又は解任するため、公正かつ自主的に選任している。					
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由			監査役員が理事を兼ねている場合、その理由				
	監査役員の任期		2 年		2 年以外の任期としている場合、その年数、理由			
					(年数) (理由)			
	在任年齢に関する規定の有無		㊥ ・ 無		規定の内容			
					65歳			
	役職名		氏 名		当初就任年月日			
	前 職		前 々 職		常勤・非常勤			
	監 事 監 事 監 事		○大堀雅義 ○村松二郎 ○玉木健治		H10. 6. 5 H24. 6. 5 H25. 4. 26			
		東京都木連常務理事 新潟県森連会長 建退共本部相談役						
監査役員報酬の支給基準		㊥ ・ 無		一般への閲覧提供				
				㊥ ・ 無				
		インターネットによる公表		㊥ ・ 無				
監査役員報酬の支給基準の内容				監査役員の退職金の決定方法				
役員給与規程の定めによる。				役員退職金内規の定めによる。				
(3) 社団的 格の法人 の総会等	総会等の成立要件の有無と内容				総会等における議決要件の有無と内容			
	(有・無) 有 (内容) 会員の過半数が出席しなければ会議を開き、議事を決することができない。				(有・無) 有 (内容) 出席した会員の議決権の過半数で決する。ただし、定款の変更等重要な事項は出席した会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数で決する。			
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）							
	定款において、書面をもって表決し又は議決権を委任することにより、総会への出席と見なすことが定められている。							
(4) 評議員 会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況				評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容			
	評価機関として総合評価委員会が業務実績評価を行う。				(有・無) 有 (内容) 学識経験者の中から常任理事会に諮り会長が委嘱。			
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無		有 ・ ㊥		役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100)			
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由							
	評議員選任規程の有無		㊥ ・ 無		左の規程がない場合、その理由			
	評議員定数		6 人以上 9 人以内		上限と下限の幅がある場合はその幅		3 人	
	評議員任期		2 年		2 年以外の任期としている場合、その年数、理由			
	在任年齢に関する規定の有無		㊥ ・ 無		規定の内容		65歳	
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が 1 / 2 超の場合、その比率と理由							
	(比率) (理由)							
	評議員会規程		評議員会の成立要件		評議員会における議決要件			
	㊥ ・ 無		過半数の出席		出席委員の過半数で決する。			
4 . 財務及び 会計	企業会計原則の適用の有無		有 ・ ㊥		その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名		特殊法人等会計基準	
(1) 会計基準 の適用	余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法		(余裕金の額) 0円 (運用方法)					
(2) 余裕金の 運用	長期借入金の有無		有 ・ ㊥		長期借入金の返済計画の有無		有 ・ ㊥	
(3) 長期借入	長期借入金の確実な返済計画の内容							

金	引当金・特別法上の引当金等の額			引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)		
(4) 引当金・特別法上の引当金	84.1百万円			(有無) (理由)		
(5) 公認会計士監査	収支決算額	11.9億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無	有 ・ 無		
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由					
5. 株式の保有等	公益法人、株式会社等への基金拋出の有無		有 ・ 無	公益法人、株式会社等への出資の有無	有 ・ 無	
(1) 基金拋出又は出資	法定の資金供給業務として行う場合の基金拋出等の有無		有 ・ 無	財産の管理運用として行う場合の基金拋出等の有無	有 ・ 無	
(2) 事業報告書への記載状況	事業報告書への記載内容(未記載の場合その理由)		間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2／3以上となっているもの	
	名称					
	所在地					
	資本金					
	事業内容					
	役員の状況					
	従業員数					
	持ち株比率					
	法人との関係					
6. 情報公開			法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
(1) 法人における業務及び財務等に関する公表	定款		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	役員名簿		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	組合員等名簿		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	事業報告書・附属説明書類		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	損益計算書又は収支計算書		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	貸借対照表		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	監事の意見書		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	事業計画書		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	収支予算書		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表			所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
	定款		有 ・ 無		有 ・ 無	
	役員名簿		有 ・ 無		有 ・ 無	
	組合員等名簿		有 ・ 無		有 ・ 無	
	事業報告書・附属説明書類		有 ・ 無		有 ・ 無	
	損益計算書又は収支計算書		有 ・ 無		有 ・ 無	
	貸借対照表		有 ・ 無		有 ・ 無	

	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	④	・	無		④	・	無	
	監事の意見書	④	・	無		④	・	無	
	事業計画書	④	・	無		④	・	無	
	収支予算書	④	・	無		④	・	無	
		所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由		所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由 (一部のみ実施の場合も含む)			
	名称	④	・	無		④	・	無	
	所管する部局（担当局担当課等）の名称	④	・	無		④	・	無	
	主たる事務所の所在地及び電話番号	④	・	無		④	・	無	
	設立年月日	④	・	無		④	・	無	
	代表者の職名及び氏名	④	・	無		④	・	無	
	主な目的及び事業	④	・	無		④	・	無	
(3) 所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料				④		・	無	
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令				有		・	無	該当なし
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合				④		・	無	
(4) 退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無				④		・	無	
	公表している主な項目				公表していない場合、その理由				
	役職名、氏名、就任年月日、経歴								
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無				有		・	無	
	公表している主な項目				公表していない場合、その理由				
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等	基準に基づく指導監督の実施の有無	④	・	無	指導監督の実績及びその主な内容	指導監督基準への適合を引き続き維持するよう指導			
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	④	・	無					
(1) 指導監督の実績等	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	有		・	無	指導監督の実績及びその内容			
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	有		・	無				
(2) 所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	④	・	無	無い場合、その理由				
	当該見直し結果の公表の有無	④	・	無	無い場合、その理由				

	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	有 ・ 無	無い場合、その理由				
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目途に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性	有 ・ 無	法律の改廃を含めた 必要の措置の実施の有無	有 ・ 無	必要の措置の結果の公表の有無	有 ・ 無
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか)	有 ・ 無		有 ・ 無		
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性	有 ・ 無		有 ・ 無		
		法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性	有 ・ 無		有 ・ 無		
		その他	有 ・ 無		有 ・ 無		
指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由 等）							
・ 法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 ・ 平成25年度末において基準未適合となっているが、既に基準適合となっている事項について、基準適合年月日を記載する。							